

2. 2. 細則

一般社団法人日本機械学会 細則

第1章 会 員

第1条 本会に入会する者は、定款第3条に掲げる目的並びに別に定める倫理規定に賛同する者とする。

第2条 本会に入会する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し細則第10条に定める会員資格に相当する入会金並びに会費を添え次の手続きを経て申込みをしなければならない。

1. 正員は、正員1名の推薦を必要とする。
2. 学生員は、在学証明を必要とする。
3. 会友は、支部長・部門長の推薦を必要とする。
4. 特別員は、正員1名の紹介を必要とする。

第3条 入会申込者に対しては理事会でその資格を審査して入会を承認する。

第4条 理事会で入会を承認された者に対しては入会承認書を送り会員名簿に登録する。

第5条 会員資格は、次の場合に変更する。

1. 学生員で卒業したときは、ただちに正員に資格を変更し（進学した場合は除く）、その旨本人に通知する。
2. 大学院修士（博士前期）課程を修了したときは、ただちに正員に資格を変更し、その旨本人に通知する。
3. 会友から正員、学生員に資格を変更する場合は、新規入会の場合に準じてその旨申し出をなし理事会の承認を経なければならない。

第6条 特別員である団体が分離し、又は他の団体と合併したときは、新資格について申し出をし、理事会の承認を経なければならない。

特別員がその代表者を変更したときは直ちに届出をしなければならない。

第7条 退会しようとする者は書面で届け出ることにより退会することができる。

第8条 本会の各種会合に出席する場合は、会員証を提示する。

第9条 退会した者又は除名された者は、既納会費の払いもどしを求めることができない。

第2章 会 費

第10条 会員は、次の入会金並びに会費を納めなければならない。但し、特別の事情がある場合は本人の申し出により理事会の議を経てこれを減免することができる。

[入会金]

1. 正員 金 1,000 円
2. 学生員 無料
3. 会友 別に定める。
4. 特別員 金 5,000 円

[会費]

1. 正員年額 金 9,600 円
2. 学生員年額 金 2,400 円
3. 会友 別に定める。
4. 特別員

特級A 年額 金 1,200,000 円

特級B 年額 金 820,000 円

特級C 年額 金 670,000 円

特級D 年額 金 450,000 円

1 級年額 金 300,000 円

2 級年額 金 180,000 円

3 級年額 金 90,000 円

4 級年額 金 60,000 円

会員は毎年1月から12月までの1箇年分会費を前年12月末日までに支払わなければならない。

第11条 新たに入会した者又は会員資格を変更した者の会費の支払いについては別に定める。

第12条 細則第14条の名誉員並びに第15条の永年会員の会費は別に定める。また本人の申請により減免することができる。

第3章 前会長、名誉員、永年会員、フェロー

第13条 名誉員候補者の推薦は下記いずれかの方法による。

1. 正員20名以上の発起人と正員100名以上の賛同者の連署による推薦書の会長への提出。
2. 理事会の推薦。

第14条 前条の名誉員の推薦があった場合は、会長は名誉員選考会議に候補者の是非について諮問する。名誉員選考会議の推薦により、理事会は名誉員推薦を社員総会に諮り、その議決によりこれを決定する。名誉員には名誉員章を贈呈する。

2. 2. 細則

第 15 条 正員として 40 箇年間に在会したか、又は満 70 歳以上で 40 箇年間に在会し、理事会が承認した者を永年会員となえる。永年会員には永年会員証を交付する。

第 16 条 正員として 10 年以上に在会し、機械及び機械システムとその関連分野又は本会の発展に顕著な貢献をなした会員で、理事会がその功績を認めた者は、フェローとなえる。

フェローには認定証を交付する。

第 17 条 会長であった者は前会長となえる。

第 4 章 代表会員、監事の選挙

第 18 条 代表会員の選挙は、次の地区と部門により行う。

1. 地区（以下の都道府県を纏める）

第 0 区（東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨）

第 1 区（宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田）

第 2 区（北海道）

第 3 区（三重、愛知、静岡、岐阜）

第 4 区（京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、和歌山）

第 5 区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

第 6 区（徳島、香川、愛媛、高知）

第 7 区（新潟、長野、福井、石川、富山）

第 8 区（長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）

2. 地区別、部門別の代表会員定数は、理事会で別に定める。

第 19 条 代表会員並びに監事は、正員の中から正員の投票で選挙する。但し、代表会員については、現に 2 期連続就任した者を原則として候補者に選挙する事はできない。

第 20 条 選挙管理委員会委員長は、代表会員並びに監事の選挙の期日前に次期代表会員並びに監事の各候補者氏名を正員に通知する。

第 21 条 代表会員並びに監事の選挙は、本会が予め定める方式により実施する。

第 22 条 代表会員並びに監事の選挙は、毎年 2 月までに行わなければならない。

第 23 条 選挙管理委員会委員長は、代表会員並びに監事の選挙の結果を当選者及び次点者に通知する。

但し、同一人が代表会員並びに監事の双方に当選したときは、本人の選択によりその就任を決定する。

監事次点者の員数は 2 名とし、代表会員は次点者をおかない。

第 5 章 理事

第 24 条 理事の職務別名称及びその定数は次のとおりとする。

会長 1 名

筆頭副会長 1 名 副会長 3 名以内

財務理事 3 名以内 庶務理事 4 名以内

編修理事 4 名以内 企画理事 4 名以内

広報情報理事 3 名以内 常勤理事 1 名以内

その職務分担は理事の互選で定める。

第 25 条 理事は、次の各号により選出し、社員総会で承認後にその職務に就任する。

1. 会長は、当年度筆頭副会長が次の定時社員総会終了後就任する。

2. 筆頭副会長候補者は、代表会員当選者の互選により 1 名を選出する。筆頭副会長候補者は次の定時社員総会終了後から筆頭副会長に就任する。

3. 理事候補者は、筆頭副会長と筆頭副会長候補者が、3 月末までに正員（代表会員当選者を含む）から、別に定める内規により選出する。

4. 会長が欠員となったときは、筆頭副会長がその任期において代行する。

5. 会長以外の理事の欠員は、正員（代表会員を含む）の中から理事会で候補を選出し、社員総会で選任できる。

第 26 条 会長及び筆頭副会長の任期は、次の定時社員総会の終結の時までとする。

第 27 条 理事は、会員の全国分布を考慮して構成する。

第 28 条 新旧役員は、定時社員総会終了後 14 日以内に事務の引継ぎ並びに登記をしなくてはならない。

2. 2. 細則

第6章 理事・代表会員の職務権限

第29条 理事の職務は定款・細則と別に定める関連規定による。

第30条 理事は次の各号に掲げるそれぞれの職務をつかさどる。

1. 会長は、本会を代表し会務を統轄し理事会、代表委員会及び社員総会の議長となる。
2. 筆頭副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 副会長は会長、筆頭副会長を補佐し、あらかじめ定められた担当業務をつかさどる。
4. 財務理事は予算決算、金銭物品の出納保管、長期財政の検討、その他財務に関する事項をつかさどる。
5. 庶務理事は会員、人事、文書、その他庶務に関する事項をつかさどる。
6. 編修理事は学術誌（論文集）、その他刊行物の編修・公開に関する事項をつかさどる。
7. 企画理事は集会・調査事業等の各種企画並びにその他会長の指示する特記事項をつかさどる。
8. 広報情報理事は学会活動の広報を図るとともに学会に対する社会的要請を常に把握し、学会・社会相互のコミュニケーション、会誌の編修・発行をつかさどる。
9. 常勤理事は会長の命を受け会長及び筆頭副会長を補佐し、会務全般の運営をつかさどるとともに理事会から委任された事項の会務を処理する。

第31条 代表委員は、本会社員として社員総会を構成する。その職務は、定款・細則と別に定める規定による。

第7章 理事会、代表委員会

第32条 理事会は原則として毎月開催する。

第33条 理事会は、理事定数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第34条 本会が諮問に応じ又は建議をしようと

するときは理事会の決議を経なければならない。

第35条 代表委員会は、重要な会務を評議するため、会長が招集する。

第36条 代表委員会は、理事定数の過半数の同意があった事項については会合を省き、書面等で評議を行うことができる。

代表委員会に欠席する者は、書面等で意見を述べるることができる。

第37条 代表委員会開催のときは、あらかじめ評議事項、日時、場所等を監事に通知しなければならない。

第38条 監事は、理事会、代表委員会に出席して説明を求め又は意見を述べる。

第8章 予算

第39条 会長は、毎年3月から翌年2月までの収支予算を2月中に編成して理事会を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。予算細目間の流用は理事会で決める。

第9章 会務・監査報告

第40条 会長は、会務並びに会計報告を作り理事会を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第41条 監事は、当該年度の会務全般について監査し、定時社員総会で報告する。

第10章 支部

第42条 定款3条の目的を達成するために、次の支部を常置する。

北海道、東北、北陸信越、関東、東海、関西、中国四国、九州

第43条 支部に対しては予算の範囲内でその経費の一部を交付する。この交付金額は当該地方前期末現在会員の会費に本会全会費の収入率を乗じて得た額の2割以下とする。

第44条 支部に支部役員を置く。支部役員は支部長、幹事及び商議員とする。支部は必要に応じ副支部長を置くことができる。

第45条 支部の運営は支部通則並びに各支部規則

2. 2. 細則

による。

第 11 章 部 門

- 第 46 条 定款 3 条の目的を達成するために、学術専門分野別に次の 21 部門を常置する。
計算力学、バイオエンジニアリング、材料力学、機械材料・材料加工、流体工学、熱工学、エンジンシステム、動力エネルギーシステム、環境工学、機械力学・計測制御、機素潤滑設計、設計工学・システム、生産加工・工作機械、生産システム、ロボティクス・メカトロニクス、情報・知能・精密機器、産業・化学機械と安全、交通・物流、宇宙工学、技術と社会、マイクロナノ工学
2. 部門協議会は、分野横断的・新領域対応型研究活動組織を置くことができる。
- 第 47 条 部門に対しては予算の範囲内でその運営経費の一部を交付する。交付額の算出方法は別に定める。
- 第 48 条 部門には部門運営委員会を置く。部門運営委員会は部門長、部門幹事、運営委員により構成する。部門には必要に応じて副部門長を置くことができる。
- 第 49 条 部門の運営は部門運営要綱並びに各部門規則による。

第 12 章 審議会、協議会、部会、センター

- 第 50 条 本会に次の組織を常置する。
1. 理事会の諮問機関として政策・財務審議会をおく。
 2. 理事会に以下の組織をおく。

支部協議会	部門協議会
広報・情報部会	会員部会
表彰部会	学術誌編修部会
出版センター	
イノベーションセンター	
標準・規格センター	
 3. 理事会に直轄した次の委員会をおく
支部・部門活性化委員会
国際連携委員会
技術倫理委員会

第 51 条 会長は、調査審議その他重要な会務執行のため必要と認めるときは、理事会の決議を経て臨時委員会を設けることができる。

臨時委員会の設置期間は 2 年以内とする。但し理事会の承認を経てさらに 1 箇年延長することができる。

臨時委員会の委員長、幹事及び委員の任期はその委員会の設置期間とする。

第 52 条 各組織は、該組織の長と幹事各 1 名及び委員若干名をもって構成する。

第 53 条 支部協議会は、議長及び各支部の支部長、部門協議会は議長、幹事、部門長をもって構成する。

第 54 条 協議会議長及び部会長は原則として理事又は代表会員の中から選出する。

協議会議長、部会長、幹事及び委員の任期は 1 箇年とする。継続して委嘱する場合も 2 箇年を超えることはできない。但し必要ある場合には理事会の決議を経てその任期を別に定めることができる。

第 55 条 各組織に委員会を設けることができる。委員会の種類は理事会の決議によって定める。

委員会は委員長、幹事各 1 名及び委員若干名をもって構成する。

第 56 条 前条の委員長は正員中から該組織長の推薦により理事会の承認を経て委嘱する。

幹事、委員は正員又は特別員の代表者中から、委員長の選考に基づき前項の手続きを経て委嘱する。

委員長、幹事及び委員の任期は第 54 条に準じる。

第 57 条 各組織は理事会の承認を経て分科会を設けることができる。

分科会は主査、幹事各 1 名及び委員若干名をもって構成する。

分科会の設置期間は 2 箇年以内とする。但し理事会の承認を経てさらに 1 箇年以内延長することができる。

第 58 条 前条の主査は正員又は特別員の代表者中から、幹事、委員は主査の選考に基づき部門長又は部会長の推薦により理事会の承認を経て委嘱する。

主査、幹事及び委員の任期は分科会の設置

2. 2. 細則

期間とする。

第 59 条 各組織は講演会、講習会、講義会、見学会（以下、集会事業という）、その他本会として有意義な各種行事の企画調整及び企画運営上の問題点の検討等を行い、かつ会長の諮問に応じる。

第 60 条 政策・財務審議会は学会の運営とその財政基盤を中・長期的視点から審議するとともに、戦略、新規事業の企画、学会理念、国際交流活動などをつかさどる。

第 61 条 理事会は、支部・部門活性化委員会をおき、支部・部門活動を支援する。

第 62 条 理事会は、国際連携委員会をおき、各国の機械系学会及び国際教育機関などとの連携を図る。

第 63 条 理事会は、技術倫理委員会をおき、倫理規定の周知・啓発・運用等について審議を行う。

第 64 条 広報・情報部会は、学会活動に関する情報を会誌を含む各種情報媒体を用いて社会に発信するとともに、学会に対する社会的要請を把握して会長にこれを伝え、併せて会長の諮問に応じる。

第 65 条 会員部会は、会員の入退会・諸制度に関する諸般の事項をつかさどると共に、会員間の交流と相互研鑽の機会を設け、会員の社会的地位向上を図る。そのため会員に関する諸制度を総合的に検討して調整をはかり、必要に応じて諸行事を企画・実施し、かつ会長の諮問に応じる。

同部会には、必要に応じ委員会を設けることができる。

第 66 条 会員部会は、学生員並びに学生会、女性会員、会員シニア、国外会員等の学会活動を奨励し、これを支援する。活動組織に関する規定は別に定める。

第 67 条 会員部会が、第 65 条の諸行事を企画したときは、計画書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

特定事項の研究討論あるいは調査審議を行うに当たっては理事会の承認を経て分科会を設けることができる。

第 68 条 表彰部会は、機械及び機械システムに関する研究並びに工業の発展のため、これを奨励することを目的とする各種表彰の受賞候補者選考に関する諸般の事項について審議検討を行い、かつ会長の諮問に応じる。

同部会には日本機械学会賞委員会を常置する。

第 69 条 日本機械学会賞委員会は、理事会の方針に基づき、日本機械学会賞贈賞に関する審議及び候補者の選考に当たる。日本機械学会賞委員会に関する規定は別に定める。

第 70 条 学術誌編修部会は、学術誌の校閲並びに編修・出版を行い、かつ会長の諮問に応じる。

第 71 条 出版センターは、広報・情報部会及び学術誌編修部会所管の出版物を除く他の刊行物の企画の審査並びに頒布を行い、かつ会長の諮問に応じる。また出版物の性質に応じ、必要あるときは、理事会の承認を経て委員会又は分科会を設け、その業務を分担させることができる。

出版センターが出版を計画したときは、計画書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

第 72 条 イノベーションセンターは、技術者の人材育成・活用、認証・認定を行ない、産業界の技術開発・生産活動の支援や新たな企画によって機械工学分野のイノベーションを牽引し、産官学の連携強化、外部資金の導入促進による学会事業の拡大と学会プレゼンスの向上に貢献する。そのために産業界、研究機関、教育機関、関連省庁、学協会と協力し、技術者継続教育、人材活用と中小企業支援、能力開発支援プログラムの開発・促進や調査・研究、技術相談などの活動を行う。

第 73 条 標準・規格センターは、規格・基準の発行およびその普及のための活動を行う。

第 74 条 部門協議会議長、各組織長は会長に、各部門長、各組織所属委員会委員長並びに各分科会の主査は、所属の部門協議会議長又は組織長を経て会長に、年度の初めに 1 箇年間の事業計画概要を、期末に当該年度中の事業報告書を提出しなければならない。委員会及び分科会の囑託事項が完成した場合には、その経過並びに成果に関する報告書をすみやかに会長に提出しなければならない。

その成果についてはすみやかに会員に公開することを原則とする。

第 75 条 会長は理事の職務を補佐させる必要を認めるときは理事会の決議を経て正員、特別員の代表者中から委員を委嘱することができる。

2. 2. 細則

第76条 会長は他の機関の依頼に応じ理事会の決議を経て会員中からその依頼事項に対する適任者を推薦することができる。

第13章 会誌その他刊行物

第77条 本会は会誌などの定期刊行物を発行する。学術誌は電子出版により公開する。

第78条 本会は理事会にはかり定期刊行物以外に、有益と認められる出版物の刊行や電子出版その他の手段による情報の提供を行う。

第79条 会誌は原則として会員に1部を配布する。但し、学生員、会友、永年会員への配布方法は別に定める。

2. その他刊行物の配布方法並びに情報の提供方法はこれを理事会で定める。

3. 前項の刊行物等は、理事会で定めた相当の代価でこれを希望者に配布する。

第80条 会誌その他の刊行物の寄贈先は理事会で定める。

第14章 年次大会などの集会事業

第81条 本会は、集会事業を企画開催する。

第82条 本会は、機械及び機械システム並びに関連分野（以後「本会が関係する分野」という）に関する定款第4条の事業を実施し、会員の知識向上と、専門知識の普及、一般社会への啓蒙普及を行う。

第83条 本会は、理事会の承認を経て集会事業、年次大会などを行う。

第84条 集会事業、年次大会その他本会諸会合の日時、場所等はあらかじめ公開する。

第15章 謝礼、表彰、助成

第85条 本会に金銭又は物件を寄附した者には謝状を贈呈する。

第86条 本会に多大の功労があったと理事会が認めた者には金銭、物件又は謝状を贈呈することができる。

第87条 前条の外会長が必要と認めるときは理事会の決議を経て謝礼をすることができる。

第88条 本会は、本会が関係する分野に関する貴重な研究論文を発表した者には、理事会で審議の上、これを表彰することができる。

第89条 本会は、本会が関係する分野に関する顕著な技術的功績のあった者には、理事会で審議の上、これを表彰することができる。

第90条 本会は、本会が関係する分野の発展のため、理事会で審議の上、若い優秀な会員を表彰することができる。

第91条 本会は本会が関係する分野に関する研究をなす者には、理事会で審査の上、その費用の補助を斡旋して研究の奨励助成をすることができる。

第92条 本会は本会が関係する分野に関する教育活動において顕著な業績のあった者には、理事会で審議の上、これを表彰することができる。

第16章 雑則

第93条 社員総会、理事会、代表委員会の議事は議事録を作り保存しなければならない。

第94条 この細則の変更は、理事会で行う。

2010年11月10日 評議員会承認

2012年3月27日 理事会一部変更承認

2013年3月26日 理事会一部変更承認

2015年2月10日 理事会一部変更承認

2015年7月13日 理事会一部変更承認

2015年12月8日 理事会一部変更承認

2016年1月12日 理事会一部変更承認

2016年7月8日 理事会一部変更承認

付則 本一部変更は、2016年9月1日より施行する。